

海南省テニス協会会則

発足 1975/4/1

(名 称)

第 一 条 本会は、海南省テニス協会と称す。

(目 的)

第 二 条 本会は、テニスの普及と技術の向上を図るとともに、健全なる体位とスポーツ精神を育成し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 三 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 年、春季市民総合体育大会の主管
- ② 毎年、各種テニス大会の開催
- ③ テニス普及のための教室の指導
- ④ その他、本会の目的達成のため必要な事業

(事 務 所)

第 四 条 本会の事務所を会計宅内に置く。

(分 担 金)

第 五 条 各所属クラブは、別に定める分担金を毎年4月末日までに納入しなければならない。

(役員及び任務)

第 六 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------|
| ① 会 長 | 1 名 |
| ② 副会長 | 2 名 |
| ③ 理事長 | 1 名 |
| ④ 理 事 | 各クラブより 1 名 |
| ⑤ 監 査 | 2 名 |
| ⑥ 会 計 | 1 名 |
| ⑦ 幹 事 | 8 名 |
| ⑧ 事務局長 | 1 名 |

第 七 条 会長、副会長は、理事会において選出する。

会長は、本会を代表し、会務を統轄する。また副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 八 条 理事長は、理事の互選により選出する。また、理事長は、会長の名をうけ会務を執行する。

第 九 条 理事は、加盟クラブより各 1 名選出する。

第 十 条 監査は、本会の業務及び会計を監査し、総会・その他の会議に出席し意見を述べることができる。

第十一条の一 顧問は、理事会の承認を得て、若干名を置くことができる。

第十一条の二 幹事は、理事会の承認を得て、若干名を置くことができる。

(役員任期)

第十二条 役員は2ケ年とし、再任を妨げない。補欠による役員は、その残任期間とする。

(会議)

第十三条 本会の会議は、総会、**幹事会**及び理事会とする。

第十四条 総会は、年1回3月にこれを行い、行事計画・予算・決算・役員を選出及びその他必要事項について協議する。

第十五条 **幹事会及び**理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第十六条 各会議は、2分の1以上出席により成立し、議事は出席者の合意により決する。

(会計)

第十七条 本会の経費は、次に掲げる分担金等の収入をもってあてる。

① 各所属クラブの分担金 年3,000円

但し、連絡等を電子メールでよい場合年 2,000円

② 賛助会費(市体協からの助成金を含む。)

③ 事業収入

④ その他の収入

第十八条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第十九条 会長は、本会の目的達成に必要な事項や活動内容などの情報提供を行うホームページ担当者を1名任命することができる。

第二十条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第二十一条 本規約は、総会の議決を経て変更できる。

附 則 この会則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則 この会則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 この会則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 この会則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 この会則は、平成26年4月1日より施行する。